



令和6年度

01

就学援助申請受付中

〈問合せ〉

学校教育課 学事係

☎75-4950

申請場所：お子さまが通学している学校

対象者

小学生または中学生がいる世帯で、
次のいずれかにあてはまる世帯

- ①生活保護の停止、または廃止になった世帯で
学費に困っている世帯
- ②世帯全員の市町村民税が非課税もしくは減免
されている世帯
- ③国民年金の掛金が全額免除されている世帯
- ④児童扶養手当の全額支給を受けている世帯
- ⑤保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情で
生活状態が急激に悪化したと認められる場合

※詳しくはうきは市 HP をご確認ください▶



入学前に入学用品費の支給を受けた方（令和6年4月に新小学一年生、新中学一年生になる児童生徒が対象）は、令和6年2月22日までに申請書の提出をお願いします。認定された場合、支給は3月下旬を予定しています。

（お子さまの学年が変わるたびに申請が必要です。）

※申請は毎年度必要です。

申請をして、認定された場合は就学援助を受けることができます。

給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費など教育を受けさせるのに必要な費用を支給

就学援助制度は、小中学校で
必要な費用を市がサポートする仕組みです

「医療費のお知らせ」は

02

医療費控除の申告手続きに使用可能です

〈問合せ〉

市民生活課 国保・年金係

☎75-4973

国民健康保険	
診療月	発送月
12月・1月分	4月
2月・3月分	6月
4月・5月分	8月
6月・7月分	10月
8月・9月分	12月
10月・11月分	2月
後期高齢者医療保険	
診療月	発送月
12月～3月分	7月
4月～7月分	11月
8月～11月分	2月

発送時期

医療保険制度では定期的に「医療費通知」をお送りしています。この医療費通知を添付することで、確定申告（住民税申告）の「医療費控除」を申告するときに必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。ただし、確定申告期間内の通知ができない診療月もあるため、その場合はご自身で領収書等に基づいて「医療費控除の明細書」に記載してください。

医療費のお知らせ（医療費通知）とは
加入者（被保険者・被扶養者）が医療機関に支払った医療費の額などについて、保険者（国民健康保険等）が加入者に通知するもので、①被保険者等の氏名②診療を受けた年月および日数③診療を受けた者の氏名④診療を受けた病院、診療所、薬局その他の名称⑤被保険者等が支払った医療費の額⑥保険者等の名称等が記載されています。

